

教 生 学 第 1 0 3 号
令和6年(2024年)4月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長) 様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

法務局等からの人権侵犯事件の処理結果の情報提供について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課及び総合教育政策局生涯学習推進課、高等教育局専門教育課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

つきましては、法務局又は地方法務局から情報提供があった場合には、人権侵犯による被害の救済及び予防に資するよう取扱いをお願いいたします。

(生徒指導係)



法務省において、学校等における人権侵犯事件について教育委員会等に情報提供がされる取扱いとなりますので周知及び人権侵犯による被害の救済及び予防に資するよう取扱いをお願いするものです。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 2 日

各都道府県教育委員会生徒指導担当課
各指定都市教育委員会生徒指導担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県専修学校主管課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課 御中
附属学校及び専修学校を置く国立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局専門教育課

法務局等からの人権侵犯事件の処理結果の情報提供について（周知）

平素より教育相談に係る対応に御尽力いただき、ありがとうございます。

この度、法務省の人権擁護機関と学校等との連携の一環として、学校（専修学校・各種学校を含む）等における人権侵犯事件のうち人権侵犯の事実があると認められるものについて、関係者として聴取を行った教育委員会等から当該事件の処理結果の情報提供の希望がある場合には、当該情報提供する取扱いとなった旨（別添「参考資料1」参照）、連絡がありましたので周知いたします。

教育委員会等においては、法務局又は地方法務局から情報提供があった場合には、人権侵犯による被害の救済及び予防に資するよう取扱いをお願いいたします。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県の私立学校・専修学校主管課にあっては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人担当課にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の担当課にあっては認可した学校に対して、厚生労働省においては、所管の高等課程を置く専修学校に対して周知いただくようお願いします。

記

参考資料１：教育委員会等に対する処理結果の情報提供について（依命通知）

参考資料２：人権相談・調査救済制度周知用リーフレット（法務省）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話番号：03-5253-4111（内線 3289）

法務省権調第 7 1 号
令和 6 年 4 月 1 2 日

法務局人権擁護部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長
(公 印 省 略)

教育委員会等に対する処理結果の情報提供について (依命通知)

こどもの人権問題に関する人権侵犯事件については、これまでも、「子どもの人権擁護を推進するための学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化について」(平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日付け権啓第 9 4 号当職ら通知)を始めとする各種通知等を踏まえ、適切な調査処理に取り組んでいただいているところです。

今般、学校(学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号。以下「法」という。)第 1 条、第 1 2 4 条及び第 1 3 4 条に規定する学校をいう。ただし、幼稚園・特別支援学校(幼稚部)及び大学を除く。)のほか、教育委員会(当該学校が法第 2 条第 2 項に規定する国立学校にあつては、当該学校を設置する法人等の担当課(独立行政法人国立高等専門学校機構の担当課を含む。)、当該学校が同項に規定する公立学校にあつては、教育委員会又は当該学校を設置する法人等の担当課、当該学校が同項に規定する私立学校にあつては、当該学校を設置する法人の担当課又は地方公共団体の主管課、当該学校が株式会社設立学校にあつては、当該学校を設置する株式会社の担当課又は構造改革特別区域法(平成 1 4 年法律第 1 8 9 号)第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の担当課をいう。以下、これらを合わせて「教育委員会等」という。)との連携を強化するとともに、法務省の人権擁護機関(以下「当機関」という。)における人権侵犯事件の処理結果を今後の学校教育におけるいじめの防止等のための対策や法第 1 1 条ただし書に定める体罰の防止、指導が不適切な教員への対応等において活用してもらい、ひいては人権侵犯による被害の救済及び予防に資するよう、人権侵犯事件調査処理規程(平成 1 6 年法務省訓令第 2 号。以下「規程」という。)第 2 1 条及び第 2 7 条に基づき、下記のとおり、教育委員会等に対して人権

侵犯事件の処理結果に関する情報を提供する取扱いとしますので、関係職員に対して周知願います。

記

1 教育委員会等に対する情報提供の対象となる事件

本日以降に調査を開始する特別事件（規程第 22 条）であって、「人権侵犯事件統計報告要領」（平成 12 年 12 月 11 日付け権調第 679 号当局局長通達）別紙第 1 の 2 に定める「教育職員関係」（統計番号 3 から 4-2 まで）及び第 1 の 3 に定める「学校におけるいじめ」（統計番号 5-1 から 5-4 まで）の各統計項目に該当する事件のうち、人権侵犯の事実があると認め、規程第 14 条第 1 項各号に掲げる措置を講じたもの、又は同条第 2 項の措置猶予の決定をしたもの。

2 教育委員会等関係者に対する意向の確認

上記 1 の事件に係る調査において、関係者として教育委員会等に聴取を行った場合には、聴取時等の適宜の機会に、当該事件の処理結果の情報提供を希望するかどうかの意向を確認し、当該希望があることを確認したときは、規程第 14 条第 1 項各号に掲げる措置を講じ、又は同条第 2 項の措置猶予の決定をした後に、以下(1)及び(2)の事項を教育委員会等に口頭で情報提供するものとする。

なお、情報提供をするに当たっては、教育委員会等に対し、当機関が提供した情報をみだりに外部に提供し又は漏えいしてはならないこと、提供した目的外で使用しないこと等について、確約を求めるものとする。

(1) 救済手続終了の旨及びその年月日

(2) 処理結果

以下の区分による内容を情報提供する。

ア 「説示」の措置を講じた場合

口頭又は文書による説示の内容

イ 「勧告」の措置を講じた場合

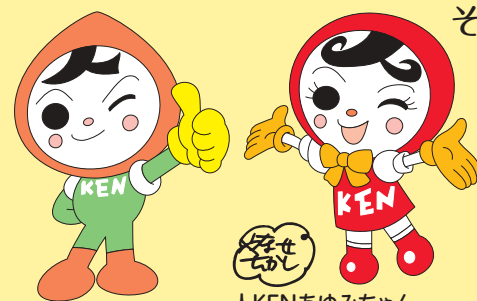
文書による勧告の内容

ウ 「要請」、「通告」若しくは「告発」の措置を講じた場合又は「措置猶予」の決定をした場合

規程第 20 条第 2 項の規定により相手方として調査の対象になった者に処理結果を通知した場合にあっては、人権侵犯事件処理細則（平成 16 年 3 月 26 日付け権調第 200 号当局局長通達）第 23 条第 2 項第 4 号に掲げる事項

“人権”って？

- 誰もが生まれながらに持つ権利
 - 人が人らしく生きる権利
 - 全ての人が幸せになれる権利
- それが人権です。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

人権は誰にとっても身近で大切なものであり、互いにそれぞれの人権を尊重し、幸せを思いやることによって日々守られていくべきものだとも私たちは考えています。

●人権相談はこちらへ●

人権についての相談はなんでも

みんなの
人権110番 **0570-003-110**

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン **0570-070-810**

- 女性の人権についての専用相談電話です。
セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。
- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
 - 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

こどもの
人権110番 **0120-007-110**

- こどもの人権についての専用相談電話です。
いじめや虐待などのこどもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通・通話料無料)



LINEでも相談を受け付けています

LINEじんけん相談

@snsjinkensoudan

こちらから
友だち追加してください



インターネットでも相談を受け付けています



SOS-eメール

インターネット人権相談 検索

<https://www.jinken.go.jp/>

*端末の環境により、ご利用できない場合があります。



私たちに話してみませんか “人権擁護委員”は、あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。

1どんな人？

現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置され、地域の方から寄せられる人権相談に応じています。

人権擁護委員は、日常生活における様々な人権問題に対応するため、各市町村長の推薦と法務大臣からの委嘱を受けて活動しています。

人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

2どんな制度？

人権擁護委員制度は、昭和23年に創設され、その歴史は古く、他国では類を見ない制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動、人権教室や講演会などの地域に密着した人権啓発活動をしています。

人権擁護委員制度は、民間のボランティアの方々为国と一体となって、皆さんの人権を守る制度なのです。

3委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章(バッジ)を着けています。

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ



き章

法務局による 相談・救済制度のご案内

差別

インターネット
による
誹謗中傷

いじめ

DV

体罰

ハラスメント

プライバシー
侵害

虐待

ひとりで悩まずご相談ください

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

あなたのその悩み 人権侵害かも…

全国各地の法務局・地方法務局・支局では、
身近に起こる人権に関する問題を解決に導く取組を行っています。
困ったことがあれば、どなたでもお気軽にご相談ください。

人権相談から問題解決までの流れ

1 相談・被害の申告

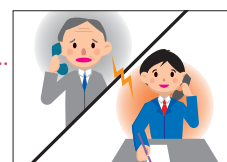
事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

●人権擁護委員／法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置されています。
人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



窓口相談



電話相談



インターネット相談

2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて中立公正な立場で調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



4 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。
その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

“調査救済制度”のメリット

- 国の機関として、中立公正な立場で関わります。
- 秘密は必ず守ります。
- 経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。

簡易

- 手続に費用はかかりません。
- 弁護士等の代理人は必要ありません。
- 書面の作成など複雑な手続はありません。

迅速

- 速やかに救済手続を開始します。*
- 短期間での解決を目指します。

柔軟

- 事情をよくお聴きし、適切な助言を行います。
- 事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を目指します。
(当事者間の関係調整や相手方に対する説示等)
- 手続終了後も必要に応じてアフターケアを行います。

※ 事案によっては手続を開始しない場合があります。

実際の事例 >>>

A さんの場合

夫から暴力を受け、子どもとともに着の身着のまま家を出たという相談があったものです。直ちに救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について助言・紹介を行いました。
また、相談者の生活保護や市営住宅入居申請に人権擁護委員が付き添い、生活基盤の構築を図りました。



B さんの場合

通学する小学校でいじめを受けている女子児童から相談があったものです。法務局は学校側に対して、いじめ防止に向けた具体的な対策を講じるよう働きかけるとともに、女子児童の両親と学校の信頼回復のため、協議の場を設けました。また、同学校に人権擁護委員が出向き、児童に対し、人を思いやる心の大切さを理解してもらう人権教室を行いました。



C さんの場合

勤めていた会社の上司から業務上必要かつ相当な範囲を超えて厳しく叱責されるなどのパワーハラスメントを受けたという相談があったものです。調査の結果、パワーハラスメントに該当する行為が認められたことから、上司に対し、今後、同様の行為をしないよう説示するとともに、当該会社の代表者に対し、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請しました。



インターネット上での人権侵害について



- インターネット掲示板等での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等について、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を行っています。
- 削除要請は、表現の自由を不当に制限しないように慎重に行う必要があるため、調査した結果、法務局からの削除要請を行わない場合があります。